

情報通信審議会 情報通信政策部会（第45回）議事録

1 日時 平成26年12月10日（水）13時30分～14時28分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長代理）、浅沼 弘一、伊東 晋、井野 勢津子、
清田 瞭、近藤 則子、佐藤 正敏、知野 恵子、野間 省伸、
三尾 美枝子（以上10名）

（2）専門委員（敬称略）

江崎 浩（以上1名）

（3）総務省

（大臣官房）

福岡官房長

（情報通信国際戦略局）

巻口参事官

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、
吉田事業政策課長、河内データ通信課長、山口データ通信課企画官、
西室データ通信課課長補佐

（4）事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

（1）「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について

【平成25年10月1日付 諮問第20号】

（2）委員会の廃止について

開 会

(新美部会長代理) 皆様こんにちは。年末のお忙しい中を、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、情報通信審議会 第45回 情報通信政策部会を開催したいと存じます。本日は、須藤部会長が御欠席でございますので、私、新美が議事を進行させていただきたいと思っております。

本日は、委員18名中10名が出席されておりますので定足数を満たしております。

また、審議内容の説明のため、ドメイン名政策委員会より江崎浩専門委員が御出席されております。

それでは、御手元の議事次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思っております。

「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について

(新美部会長代理) 本日の議題は、諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」についてでございます。ドメイン名政策委員会から報告書について御説明をいただき、それを答申案として了承してよろしいかどうかを御審議いただきたいと考えております。

それでは、ドメイン名政策委員会の主査代理であります江崎専門委員より、委員会の報告書について御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

(江崎専門委員) はい、御紹介いただきましたドメイン政策委員会の主査代理をしております東京大学の江崎と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、御手元のドメイン名の政策委員会で作成いたしました報告書のポイントについて私から説明させていただきまして、詳細は委員会事務局から説明いただきたいと思います。

まず、概要版となる資料45-1-1の3ページ、下段の点線四角で囲ってある部分を御覧ください。検討における論点、4つを示してございます。

第1の論点として、「.jp」の信頼性の確保の観点からの管理、運営体制の在り方に関する検討。第2の論点としまして、透明性の確保の観点からの「.jp」の透明性に関する検討。それから第3の論点としまして、我が国においても新gTLDレジストリが登場していることから、これについての意見、検討。第4の論点としてございますが、DNSは、TLDのDNSサーバーのみではなく、個々のドメイン名のDNSサーバーが一定の信頼性を確保して継続して稼働することで、IPアドレスへの変換等ができます。このため、DNSの信頼性として、TLDよりも下位のドメイン名についての

検討。以上の4点につきまして、議論をさせていただきました。

次に5ページを御覧いただきたいと存じます。第1の論点、「. j p」の信頼性についての議論でございます。(3)「信頼性」の確保に係る規律の在り方について、四角で囲んだ部分を御覧ください。委員会では、①利害関係者や民主導による「目標・基準」の設定、②国とJPRSとの「契約」、③「法律」による規律の3つの方法について比較検討を行いまして、それぞれに関しまして、メリット、デメリットがある旨を示しております。そして仮に法律による規制を行なう場合でも、民主導が原則であること、国際ルールに配慮されたものであることの2点が守られることを前提としております。

次に6ページを御覧いただきたいのですが、第2の論点、「. j p」の透明性についてでございます。「会社情報等の情報開示の在り方」と書いてございます、四角で囲んだ部分を御覧ください。「事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲で、経営の実態等を示す財務情報などの開示の充実を行うことが適当。」であるという結論になっております。また、「経営の実態等を示す財務情報など、事業継続性・安定性の予見可能性が確保されるという観点から、有価証券報告書等の上場企業なみの開示が想定される。」という結論に至っております。

「. j p」以外のドメインに関する第3及び第4の論点については、同じく6ページの「4 インターネットの特殊性等への対応について [第3及び第4の論点について]」の四角で囲んだ部分を御覧ください。g TLDの拡大を受け、JPRS以外にも、我が国のTLDレジストリが登場すること。また、ドメイン名からIPアドレスへの変換、これを名前解決と申しますが、において、TLDだけでなく、全てのレベルのDNSサーバーが継続的に稼働することも必要といたしました。これについて、法律による規制を課す場合、対象範囲は、国民生活や社会活動への影響度の大きいものに限るなど、その範囲は必要最小限とすることが必要である。また、利用環境等の変化に機動的に対応できるような制度設計が必要であるとしております。

以上がドメイン名政策委員会の結論におけるポイントでございます。詳細の説明は、委員会事務局よりお願いいたします。

(河内データ通信課長) 委員会事務局でございます。引き続きまして、同じく資料45-1-1、概要版に沿って説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。「第1章 我が国のインターネットの普及とDNSの現状」ということでございますが、まず1番目の「我が国のインターネットの普及」につきましては、非常に一般的な現状でございますので、ここは割愛させていただきます。2番目、「我が国のドメイン名の普及状況」ということで、我が国のドメイン名の登録数が約490万、等々の現状の数字について御紹介させていただいております。3番目、「最近の新たな動き」ということで、新g TLDの新たなレジストリの登場ということ です。従来、いわゆる「. com」「. net」等のg TLD、ジェネリックトップレベルドメインと言いますが、これが22種類だったのが、2011年にICANNが新た

な導入ルールを承認しまして、我が国からは現状69件の申請がありまして、審査終了後、ICANNから委任を受けた事業者が準備、サービスを開始するというので、これまで我が国のトップレベルドメインの運用というのは、「.jp」しかありませんでしたが、今後新たなgTLDという形で新たなトップレベルドメイン事業者が日本にも出て来るということでございます。

第2章、これは我が国におけるDNSの管理、運営体制を検討するにあたって、諸外国どうなっているのかというのを、簡単にまとめたものでございます。1番目の米国におきましては、ccTLDのレジストリ選定と監督権限を持つ商務省が、ccTLDの管理、運営を行う企業を公募により選定しまして、委託契約という形で当該企業を監督しております。2番目の英国、3番目のフランスにおきましては、それぞれ法律という形で、ccTLD管理運用事業者の一定の管理、監督をしているということでございます。4番目のドイツにつきましては、DENICという協同組合組織がICANNとの覚書によりまして、ccTLDの管理運営をやっております。最後にブラジルでございますが、インターネット運営委員会というものがございまして、これがccTLDの管理運営を含む国内全てのインターネットサービスに関する取組の調整、統合等を所管しているという形でありまして、国ごとにそれぞれのやり方があるということであろうと思います。

ちなみに、いちばん右下の図表3として、先ほど紹介しました5カ国以外の国についても、表の形式で示しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして2ページをご覧ください。第3章としまして、「我が国のDNSの管理・運営体制の現状と在り方」ということで、1番目に「我が国の管理・運営体制」でございます。まず「(1) ICANNの概要とレジストリとの関係」ということで、いわば、インターネット資源管理の大元でありますところのICANNから、レジストリ、レジストラを経てエンドユーザーであるドメイン登録者までに至るまで、どういう形でDNSというものが管理運営されているのかということについて、概括しております。

まず1番目の「ICANNの概要」でございます。ICANNと申しますのは、アメリカに設立されました、民間の非営利公益法人でございまして、米国商務省との間のIANA契約という契約に基づきまして、IPアドレス、ドメイン名等々のインターネット資源の管理調整等を行なっているところでございます。今年の3月14日に米国の商務省が、先ほど申しましたIANA契約に基づく同省の役割というものを返上して、今後はマルチステークホルダーコミュニティに移管するとの意向を表明したということで、ICANNに対する管理の在り方というものも、今後マルチステークホルダーという形に変わっていくことが予定されているところでございます。

2点目の「ICANNとレジストリとの関係」でございます。ICANNが各国に割り当てたccTLD、国別トップレベルドメイン、あるいは新gTLDの管理・運営業務をレジストリに委任しております。例えば我が国のccTLDであります「.jp」につきましては、経緯から申し上げますと、1986年にIANAからこの委員会の主査で

あります村井専門委員に管理権限を委任されたことが始まりでございまして、その後 J P ドメインは、任意団体でありますところの、当時の名前で J N I C、その後名前が変わりまして現在の名称では J P N I C ですが、 J P N I C に移管されまして、更に 2 0 0 2 年に株式会社であります J P R S に移管されて現在に至っているというところがございます。「. j p」の管理・運営業務につきましては、 c c T L D スポンサー契約という契約によりまして、 I C A N N から J P R S に委任される形になっております。この委任契約の中で、 J P R S が遵守すべきセキュリティ基準、安定的運用・維持方針等々は、この契約の中に記載されているところがございます。

最後にレジストリからエンドユーザーでありますドメイン名登録者に至るまでの関係でございますが、レジストラと言われる事業者がドメイン登録申請の取次窓口をやっておりまして、レジストラが登録申請等の取次ぎ業務をレジストリから委託されて、エンドユーザーであるドメイン名の登録者に登録申請等の代行サービスを提供するという形で、 I C A N N からエンドユーザーに至るまでのドメイン、 D N S の運用がされているという概略の説明でございます。

3 ページでございます。我が国のレジストリにおきますところの、信頼性、透明性の確保に向けた取組の現状についてのまとめでございます。

まず、①がレジストリ、ここで言っているのは、 J P R S、「. j p」の運営でございますが、 J P R S におけます信頼性確保に向けた取組の現状でございます。まず 1 点目は、信頼性確保のために J P R S は、エスクローエージェントとの契約、 2 4 時間有人監視体制、 D N S サーバーの多重化・分散配置等々の取組を実施しております。加えまして、 J P N I C から J P R S への業務移管の際に締結されました J P ドメイン名登録管理業務移管契約、通常は簡単に移管契約とよく呼んでいますが、その移管契約に基づきまして、 J P R S の業務運営の安定性について、 J P N I C と総務省が監視、監督をするということになっております。具体的には、例えば不測の事態が発生した場合の手続としまして、 J P N I C と政府が協議の上、業務改善を勧告するだとか、あるいはそれに J P R S が従わない場合には、両者の協議、両者というのは、 J P N I C と政府ですが、両者の協議に基づき再移管を予告する。それでも改善されない場合は、再移管を決定するというような信頼性確保のための手続面が、この移管契約の中で規定されているところがございます。

②が、この透明性確保に向けた現状の取組でございます。現状 J P R S におきましては、透明性確保のために、 J P R S の運営ポリシーを決定します J P ドメイン名諮問委員会というものを設けております。この諮問委員会は、指定事業者、これがいわゆるレジストリのことですが、指定事業者、 I S P 利用者等々の多様なメンバーで構成してございまして、会議、議事録等はオープンになっております。こういった諮問委員会の意見を聞いて、運営ポリシーを決定するという手続を踏んでいるところがございます。もう 1 点、会社情報の開示ということにつきましては、財務データ等は会社法に基づきましてホー

ムページ等で一定の会社情報の開示がなされているというところでございます。

次に、我が国の管理・運営体制の論点ということで、論点が4点ございますが、先ほど江崎専門委員から御説明いただいた4点に付け加えることはございませんので、割愛させていただきます。

4ページをご覧ください。「第4章 我が国の管理・運営体制における論点の考え方と方策」について、まず1つ目、検討にあたっての基本的な考え方でございます。大きく2点ございまして、今後も民間の活力がなくなる方法で行うこと、もう1つは、グローバルな議論に配慮すること、というこの2点を基本スタンスとして諮問事項の各論を検討していきたいといったところでございます。更にもう1点、マルチステークホルダープロセスについては、国内、国際の多くの場において議論がなされており、その実現に多くの期待が寄せられているということで、先ほど米国商務省のIANA契約の件を若干申し上げましたが、こういうマルチステークホルダープロセスというのが、今後期待されているということで、この報告書においても、このマルチステークホルダープロセスの活用ということも念頭においてまとめております。

次に2番目、まず第1の論点、「信頼性」の確保について」の検討でございます。まず「(1) JPRSのこれまでの取組と評価」という部分です。まずJPRSの取組については、これまでの取組により、「.jp」のサービス停止や信頼性が後退した事例はなく、これまでの運用実績は高く評価できるというふうに評価しております。2番目ですが、「信頼性」確保にあたっての各論とその考え方」ということで、将来において、その信頼性を更に確かなものとするために、以下5点の視点に沿って検討をしております。

まず1点目、「①DNSの堅牢性の確保」ということでございますが、まずそのDNSの堅牢性の確保をするにあたりまして、これまでJPRSの独自の取組等々によりまして、安定的にサービス提供されてきたということが前提であります。今後もそういった自主的な取組が確保できるように、国が果たすべき役割と民間の自主的な取組により対処すべき事項を明確に整理するということが必要であろうということでございます。加えまして、政府、国が果たすべき役割としまして、例えば経営破綻等著しい支障が生じた場合の担保措置というものを講じることを検討すべきとしております。

2番目が「登録の一意性の確保」ということで、ドメイン名はIPアドレスとドメインが1対1で対応する必要がありますので、その一意性が失われると混乱が起きます。一意性の確保は非常に重要なのですが、これまで特段問題が起っていないということもありますし、このために何か新しい取組は特段必要ないであろうということで、引き続きJPRSにおいて継続して必要な取組を講じていくことが望ましいとしております。

3番目が「不当な差別的取扱いの禁止」でございます。ドメイン名は、非常に公共性の高いサービスですので、利用機会の公平性の確保が重要になってきますが、現状、ICANNとの委託契約、あるいはJPRSとレジストラとの間の契約の中に、不当な差別的取扱いの禁止条項というものがございません。ただ現状でも、不当な差別的取扱いが

されているというわけではないのですが、やはり非常に公共性の高いサービスですので、そういった不当な差別的取扱いの禁止ということを明確にすることについて、今後検討すべきではないかということでございます。

5 ページをご覧ください。4 番目、「レジストリとしてのガバナンスと会社情報の開示」についての検討でございます。先程、透明性のところで御説明申し上げました J P ドメイン名諮問委員会、こういった形で透明性も図りつつ運営されているわけですが、このドメイン名諮問委員会において、より幅広い意見を反映するという観点から、今現在、通常マルチステークホルダープロセスといった場合、政府部門の人間も入るといのが通常でございます。しかし、今の諮問委員会には入っておりませんので、当該諮問委員会に政府のメンバーも追加すべきではないかということに記載しております。

最後に 5 番目、「再移管スキーム」です。再移管スキームそのものというより、その再移管スキームに至るまでにも、J P N I C なり、総務省の様々な管理監督の権限行使があるわけですが、それにつきましては、法令ではなく J P N I C と J P R S の間の移管契約に記載されているということで、国の業務が法令ではなく私人間の契約で規律されているという形になっています。この点について何か検討が必要ではないかということでございます。

続きまして、「管理運営の在り方についての考え方と検討の方向」ということで、(3)、ここは先ほど江崎専門委員からも御説明いただいたとおりでございます。民間主導による目標・基準の設定、国と J P R S の契約、法律による規律という 3 つの方法について比較検討しまして、それぞれメリット、デメリットがあるということで、メリット、デメリットにつきましては、下の簡単な表にまとめてございます。ただ、民間主導が原則であること、I C A N N 等のグローバルなルールに配慮されたものであること、という 2 点が守られる場合には、法律による規律というものも選択肢の 1 つになり得るという提言となっております。あともう 1 点、この点線の四角の下の 2 行目の部分でございますが、民間主導の場合、契約の場合、法律の場合、いずれの場合におきましても、信頼性確保のためには何がしかの信頼性の基準というものを設定することになるかと思っておりますが、民間主導の観点から信頼性の基準というものは、J P R S が作成することが望ましい。これは法律による規律を課す場合であってもこうすべきだということでございます。その場合は、J P R S 社内に留まらず利害関係者による意見交換等のためのオープンな場を設け、その検討結果を尊重しつつ、信頼性基準等を作成することが期待されるということございまして、先ほどの基本的考え方だと民間主導ということもここに反映されておりますし、もう 1 点、基本スタンスのところでも申し上げました、マルチステークホルダープロセスの活用といったことも反映されて、こういう形で例えば法律で規律する場合であっても、基準自体はマルチステークホルダーの議論を経て、民間主導で作成すべきだという提言となっております。

6 ページをご覧ください。「透明性の確保について」、第 2 の論点でございますが、これ

につきましては、先ほどの江崎専門委員の御説明に付け加える点はございません。事業・サービスの継続性・安定性に支障のない範囲で、経営の実態等を示す財務情報などの開示の充実が適当である。その際には、有価証券報告書等の上場企業なみの開示が想定されるという提言となっております。

4番目、第3、第4の論点につきましても、これも江崎専門委員の御説明に付け加える点はございませんので割愛させていただきます。

7ページでございます。5番目、「インターネットガバナンスの議論の場」ということで、先ほど信頼性基準のところでも申し上げました、マルチステークホルダーによる多様な主体が集まり議論をする開かれた場というものでございます。もちろん早急にこういう場を作るということなのですが、そういった場を作った以上、ドメインの信頼性や透明性の基準だけではなくて、インターネットガバナンス全体を議論する場としても、活用可能であろうし、そういう場でそういった議論をすることは望ましいということで、まずはそういう場の設定について、JPNICないしは、政府において早急に検討しなさいということでございます。そういった場を設けるにあたりましては、もちろん多様な意見の反映ということが必要なのですが、多様な意見に配慮しながらも、物事が迅速に決まる体制というものを求められますので、そういうことに配慮して制度設計をしてくださいという内容でございます。

最後、「グローバルな枠組みへの参加」ということです。インターネットに関する様々なグローバルな議論というものがあまして、そういったものに責任を持って参加・貢献するということが、非常に重要でありまして、これまでJPRSにおきましては、そういったことに非常に積極的に取り組んでいただいていたという経緯がございます。もちろん今後とも、JPRSにおいても、そういうことは引き続きやっていただくということでもありますし、それ以外のDNSの関係事業者においても、こういったグローバルな議論に活発に参加・貢献することが望まれるということを提言しております。

最後8ページでございます。これは参考という形で付けさせていただいておりますが、先ほど申し上げました、法律による規律は選択肢の1つとなりうるということで、法律で規律を課す場合の留意点として、参考という形でまとめさせていただいたのが、このページでございます。

まず1番目の事業者の自主性の尊重と確保ということでございますが、まず非常に立法技術的な話になりますが、仮にこれを法律で規律にした場合、恐らく総務省が所管している電気通信事業法を念頭において、どういう形で法律による規律を行うかということ国において検討することになるかと思いますが、その際も、先程、信頼性のところでも申し上げました、自主基準による規律が適当であろうと考えております。そういった中で、事業者の自主性による取組と国が果たすべき役割とのバランスを勘案した上で、制度設計すべきであるということが書かれております。

少し飛びますが、このページの4(1)でございます。ここに自主基準の実効性の確保

ということが書いてあります。先程申し上げましたとおり、自主基準による規律が適当ではありますが、その規律の実効性を担保する措置が必要であるということ、例えば、報告徴収・検査、遵守命令、変更命令といった基準自体の作成は、事業者の自主性を尊重しつつ、最低限それを担保するための措置を併せて検討することが必要であるという内容でございます。

続きまして、戻りまして2番、規制対象の範囲の確定でございます。規制対象の範囲の確定にあたりましては、恐らくは電気通信設備でありますところのDNSサーバーに着目して決めていくということになるかと思いますが、その規律の対象範囲をどうするかということにつきましては、新たな規律を課すことのメリット、デメリットを勘案しまして、これを決定することが必要であろうと考えておりまして、このように記載しております。

3番目、他の規制とのバランスということで、先ほど申し上げました電気通信事業法が1つ念頭に置かれるわけですが、電気通信事業法のその他の規律、法体系とのバランス、整合性等を考慮すべきであるという点。あるいは、あくまでこれは信頼性を確保して利用者保護のための規律ですので、ただ一方で強すぎる規律というのは、民間活力を削ぐのではないかという懸念もあります。インターネットの発展を阻害しないということと、利用者利益は確保されること、このバランスの中で制度整備を図るべきではないかということを書いております。

最後に4番目、DNSサーバー運営における信頼性確保に向けた検討ということで、(1)については先ほど申し上げましたが、いわば(1)については、予防措置といいますか、事前規制のような話になって、一定の信頼性の基準を作ってもらって、それを守ってもらうということ、ここの(2)で申し上げているのは、いわば事後規制、何か事が起った場合の手続でございます。何か重大な事故でありますとか、あるいは不当な差別的取扱いなどが生じた場合に、一定の報告義務なり、報告徴収・検査義務、あるいは業務改善命令のような事後的な手当を、法律を作る場合にはちゃんと設けることが必要である。そういった検討が必要であろうということを書いております。以上、このページは法律にした場合の留意点ということで、参考として付けております。

委員会事務局からは以上でございます。

(新美部会長代理) どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、皆さまから御意見、御質問をいただきたいと思っております。御自由に、御発言いただきたいと思っております。それでは、清田委員をお願いします。

(清田委員) 清田でございます。私もこういうインターネットの構造をあまり知らないもので、いろいろ新しいことばかりという中で、今聞いていて思ったのは、日本のドメインを管理している企業の売上が、この1ページのグラフで見ると小さくですが32億と書いてあります。この32億というものが多いいのか少ないのか、経費に見合っているのかどうか分かりませんが、経営の安定性や信頼性という面では、ここはつぶれてもらっ

ては困る、非常に重要なところですよ。一部にちょっと言及がありましたけれども、その登録の料率をどう決めるかという問題も含めて非常に大事なところではないかという気がするのです。ここが、何か技術的な問題でトラブルを起こしたら、最後に御指摘があったように、それに対してどうするか、報告徴収や規制とあるのですけれど、そうではなくて経営上収支が成り立たなくておかしくなるということは、起こしてはいけないわけですよ。だから、技術は十分あるのに、収支がおかしくなるということはないようにしないといけないということで、東証上場企業並みの財務情報を公開させるところに書いてあるのですけれど、非常に大事なところなので、これは是非実行していただければと思います。

(新美部会長代理) 貴重な御意見ですが、江崎専門委員、何かございますでしょうか。

(江崎専門委員) 特にございませませんが、そういう意味での情報公開をして、しっかりとした経営体質になっていくことを保障しなくてはいけないということですし、もう1つは、「. j p」はグローバルには非常に高い品質、信頼性があります。いろんなドメイン名に関しての、違法とかあまり健全ではないことが起っているところが、海外においては非常に増えているところ、「. j p」は、非常に高い品質を守っていてグローバルにも高い評価を受けているということで、これを担保しながら、しっかりとした経営をちゃんとやっていたというための諮問委員会、あるいは、そういう情報の公開をやるべきであるという主旨になっております。

(清田委員) ありがとうございます。

(新美部会長代理) どうもありがとうございます。他に御意見、御質問ございましたら、よろしくお願いします。では、近藤委員。

(近藤委員) 老テク研究会の近藤です。私たちは、随分長くインターネットのお世話になって、本当にありがたいと思っているのですけれども、「. j p」がそういった民間の方が歴史的な経緯があってやっておられるということは、あまり知られていなくて、j pと付くものだから、きっと国がやっているのではないかと思っている方は、きっと多いのではないかと思うのです。でもそれは本当に素晴らしいことで、こういう形で発展されるのは、すごく素晴らしいことだと思うので、本当に国の方たちと一緒に、うまく仲良く発展していただけたらよくて、そのあといろんな、ドット何とかはたくさんこれからも増えると思うのですけれども、やはり情報公開はすごく大事だと思うので、是非、そちらのほうを頑張っていただけたらと思います。以上です。

(新美部会長代理) ありがとうございます。話は清田委員と同じところだと思いますので、これについて何かございましたら。はい、では江崎専門委員。

(江崎専門委員) では少し。そういう意味では、「. j p」が民間の主導で、民間企業で動かしているというのは、グローバルにも非常に見本になっている1つの形態です。それからもう1つ、今おっしゃった「. j p」に加えて、今回「g TLD」、特に「. n a g o y a」ですとか、「. t o k y o」等の地理的ドメインがこの中に新しく入っていく

ということで、やはりそういう、非常に日本の名前に関係する「. jp」に近いものが出てまいりますので、その管理に関しても「. jp」と同じぐらいの品質、あるいは経営が要求されますので、最後のところに書いていますように、グローバルな議論の場「g TLD」等に関与している方には是非御参加いただいて、安定した事業、安定したサービスを提供すべきであるという報告書になっています。

(新美部会長代理) ありがとうございます。他に御意見ございましたら。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員) はい。今回初めて資料を読んで分かったのですが、その「. jp」というのは日本のドメインの中で3割しか占めていないと。それ以外のものは、「g TLD」で登録されているはず。その「g TLD」が今度は、企業の名前とか、そういうものを使ったものに、どんどん拡大していこうとしている。そういうものに、どう対処していくかということで、今回いろいろ議論されて、基本的な考え方として民間の活力がなくならないようにしよう、もう1つは、グローバルな議論に配慮していこうということで、その前提は本当にそのとおりと私は思うのです。ただし、事業者の立場から、グローバルな流れの中で考えると、企業の名前を「. jp」を使わないで、「. 企業名」というのは、非常に魅力のあるドメインだと思うのです。グローバルな流れというのは、どちらかというとそういう方向に行っていて、現状でも、「. jp」は3割だということから、「. jp」を考えるだけではなく、その7割を使っているものに対して、どう信頼性を確保していくかということが課題だと思います。最後の政策に向けての留意事項というところで、新しいいろんな仕組みが出てくる中で、DNSサーバーの運用に着目をして、それに対して規律を課すことも必要なのではないかという議論が行われたように思うのですが、その辺の議論は、どのように行われたのでございましょうか。

(新美部会長代理) 江崎専門委員お願いします。

(江崎専門委員) はい。特に企業名等の新しいg TLDに関する話というのは、今回の委員会の中では特にそれに絞った議論ではなくて、日本の名前に関係する、地理的ドメインのほうにフォーカスして議論されております。ですので、特に企業名に関してのg TLDに関しての議論というのはされておきませんので、ちょっと御回答することができませんけれども、委員の皆さまのコンセンサスとしては、そういう企業名に関してもしっかりした品質を提供するためには、やはりしっかりとグローバルな議論の中に、その運用責任を持っている方が入っていくことが非常に重要だし、その会社等の運用がグローバルポリシーとちゃんと整合性が取れているということをしつかりと担保、守ることが、大きな前提として考えなければならないということが、コンセンサスになっていたかと思えます。

(新美部会長代理) ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、知野委員お願いします。

(知野委員) はい。ちょっと質問なのですけれども、インターネットはだいたい30年

ぐらい経っていますけれども、この間、日本を除く各国は、かなり政府が関与したり法律を作ったりいろいろな形で関わっていて、日本がいちばん民間に任せているという形になっていますけれども、これはどうしてなのでしょう。他の国は何か、不具合とか問題が起きてこのようになったのでしょうか。

それから先程、日本は品質がとても高いと御説明いただきましたけれども、となると他の国は、これだけ政府が関与しても品質を担保できないという、そういう現実があるのでしょうか。

(江崎専門委員) はい、これは、今まさにインターネットの統治に関する話がグローバルに非常に活発化している時期にあります。特に国の関与を非常に強くしたいという意見を出している国がいくつかございます。そこは、インターネットを使うユーザーの制限をしたり、あるいはフィルターをしたりということを、できるだけ正当化をしたいというようなところが、実は背後にあるところの中での議論が進められているというわけで、やはりそのインターネット全体の議論としては、どうやってグローバルな形を守っていくのか、それが国によってどれだけ制限を受けずに、かつ、国がどうやってそれを守っていく体制を作るかというような議論が、今まさに行われている状況にあります。いろんな国が関与しているというのは、過去の経緯もいろいろございますけれども、日本と米国は、政府の関与は最小限にして民間ベースで動かしているところ、いくつかの国に関しましては、残念ながら、c c T L D等の運用がうまくいかなかったような場合に関して、政府がそれを支援するような形での体制ができているのが、いくつかの国で存在しているというわけです。国の関与を強くするという方向を目指している国もございますけれども、大きな流れとしては、国の関与は最小限にして、民間主導での形をグローバルドメインにちゃんと作っていくというようなところが、大きな方向性ですので、これに対して日本がしっかりとした見本を見せて、そういうコンセンサスを継承していくというのが、非常に期待されているという状況にあります。

私はインターネットソサイエティというグローバルな組織の理事もしておりますけれども、そういう意味では非常に日本の動向はグローバルに注視されています。うまくいっていることを是非参照しながら、さっきの意図的に国がコントロールをしたいということを考えているところに対しての抑止力を期待されているというのが現状でございます。

(知野委員) それは、この一覧表にまとめられているものを見ますと、日本とアメリカは政府の関与が少ないという御説明ですけれども、アメリカは民間企業ではありますが、その選定、監督、委託契約など、いろいろな点で日本より何か関与が強めな感じがするのでございますけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

(江崎専門委員) これは非常に説明が難しいかもしれませんが、アメリカは自由を担保するために政府がどう動くかということを、ものすごく考えてやっています。これは、先ほどのI A N Aと呼ばれるアドレスの管理をしている組織との契約をアメリカ

政府がしているというのは、その組織がある意味ちゃんと管理されなくなることを防ぐために、アメリカ政府がそういう検討をしていたというのが、実は過去の経緯であります。従って、これができなければ、アメリカ政府としては、それを渡すことはできない、というのが今のスタンスで、グローバルなコミュニティとしては、それを担保できるような体勢を作るという宿題を今、米国政府からもらっているというのが実態でございます。つまりアメリカ政府の強い関与というのは、そういうグローバル性を持ったインターネットを守るために、政府としての関与が存在していると御理解いただければと思います。

(知野委員) 分かりました。一般の者から見ますと、発祥の地アメリカであっても、やはり政府が関与している。では日本の場合、何か問題が起きたときにはどうなるのだという疑問が沸いてくるのですが、先ほど仕組みを初めて知ったという声もいくつかありましたけれども、やはりこれからどうしたらいいのだということは、いろいろ御提案いただきましたけれども、これを元に総務省で考えてくださいということでしょうか。

(江崎専門委員) はい、これは当然ながら、民間と政府、総務省の間での議論をする中で、グローバルのドメインとの整合性を考えて仕組みを作っていくべきであるというのが、今回の骨子になっています。

(新美部会長代理) よろしいでしょうか。他に御意見ございましたら、お願いします。はい、三尾委員お願いします。

(三尾委員) インターネットが持つべき性質としては、やはりグローバル性というか、地域を選ばないというところがあるかと思えます。日本の立場としては、基本的には自由を尊重して、できるだけ民間でという立場であるということは非常に理解できるのですけれども、他国に対する影響と言いますか、グローバルで使うということを考えた場合に、日本の姿勢というものを、特に影響を与えていくことに関しては、どのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

(江崎専門委員) これは、個人的な意見でいいですか。委員会でそこまでの議論は行われておりませんが、いろんなグローバルな議論が行われているところに、日本の責任者、あるいは運用責任を持っていらっしゃる方がしっかりと参加して、そこで発言をしつつ、影響力を持っていくというのが非常に重要だと思います。どこの国からも、というか、特にアメリカ、それからヨーロッパから要望されているのは、日本からの参加がちょっと減ってきていたので、これを是非増やしていただきたいというような意見を言っていておられますので、これもまさに総務省とも御相談しながら、そういう場にしっかりと日本の参加者が行って、貢献をするような体制を作っていくことが、必要であると考えております。

(新美部会長代理) よろしいでしょうか。他に御意見ございましたら、お願いします。どうぞ清田委員。

(清田委員) 極めて個人的な質問で申し訳ないのですが、今度新しく g T L D が開

放されて、もう少し広くいろんな人が採用できるようになるという中で、このネーミングですけれども、「. t o k y o」だとか、そういったものをサンプルとして、「. t o y o t a」も出てきました。これは自由かつ重複は認めないというルールになっているのではないかと思うのですけれども、どの程度自由なのか。余所の国、例えば中国がその名前をすぐにいっぱい押さえに来ると、商標登録みたいな弊害は起きないのかどうか。そこらはどのようなルールになっているのでしょうか。

(江崎専門委員) はい。これはまさに今、どういうルールでちゃんとやればうまくいくかというのが、g T L Dのところでは議論されております。例えば日本においては、ちょうど「. j p」がスタートするときに、そういう取り過ぎが起こらない、それから同じような名前が存在している場合に、それから既に持っていらっしゃる方、これを考慮した形での運用をやっとうまくいったということもございますので、過去のベストプラクティスと呼びますけれども、経験を共有しながら、これはやはりグローバルな場でちゃんと作っていくということに持っていかなければならないと思います。

(清田委員) ありがとうございます。

(新美部会長代理) 他に御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ドメイン名政策委員会において、相当突っ込んだ議論をされてきておりますけれども、まだ報告書には、今後もう少し詰めなければならない問題があるということも書いてございます。これはまた総務省との間で詰めていただくことになると思いますが、そういったことについても、何か委員の皆さまから、こんな点に留意したらいいというような御指摘をいただけたらと思います。野間委員お願いします。

(野間委員) はい。今回のことで、c c T L Dに関しては、国が関与するような形を取ることになったのですけれども、これは何か起きた後のことを担保していこうというお話ですから、非常に安心して使えるようになると思います。

一方、特に新しいg T L Dというのは、大きくなったところで考えましょうということだと思っておりますけれども。どちらを選ぶかというのは、企業なりそれぞれの事業者のオウンスリスクで考えなさいということなのではないでしょうか。

(江崎専門委員) はい、よろしいですか。

(新美部会長代理) どうぞお願いします。

(江崎専門委員) 最初の点でございますが、これから「. j p」に関して国の関与を新しく作るというよりも、むしろ、今まで実は国も「. j p」に関しては、エンドース、あるいはJ P N I Cとの議論、そういう形で実は関与していただいていたわけで、これを改めてしっかりと作らなければならない、確認をしつつ強化しなければならない、その中で足りないものがあればしっかりと作っていかなければならない、それが今回の答申であります。

そして2点目の、結局どのドメインを使うかというのは基本的にはユーザーの判断になるというのは、これはやはりそれを持たせておくことが重要だというのが、実はインタ

一ネットの考え方です。1つのところでなければならないということを作らずに、選択できるような環境を作ってあげるといことが重要であると。従って、これでなければならないという方向に、むしろ持っていかないようにしなければならない。そのためにどのg T L Dがどれぐらいの品質を持っているかというのを、判断するような基準が必要になるかもしれませんが、それはまだグローバルドメインでの議論にはなっていないということです。それで、g T L Dの運用比率は非常に重要ですので、そのためにI C A N Nと運用する業者の間では契約が存在していて、そこには例えばc c T L Dの場合には、政府がその運用に関しては関与をして、ちゃんとした運用をしていない場合には、運用を取り上げるというところまでの契約関係ができあがっています。したがって、これに従っていれば、今のところg T L Dとしては十分な運用品質が担保されるだろうという認識で、I C A N Nのルールが使われているという状況です。

(野間委員) ありがとうございます。

(新美部会長代理) どうもありがとうございます。他に御意見、御質問はございますでしょうか。江崎専門委員がおっしゃったように、c c T L Dに対して規制を強化するというような報告書ではなくて、これまでも国とそのJ P R Sの間には、いろいろなやりとりがあったわけですが、その根拠ないしは基盤を明確にしようというのが1つの柱になっております。従いまして、規制を強化するというように取られると、報告書の議論に携わった者としては、ちょっと心外なところがあります。その辺りを御理解いただけたらと思います。他に御意見、御質問ございましたらよろしくお願いします。

(佐藤委員) 素朴な疑問で申し訳ないのですが、この1ページの表を見ますと、c c T L Dはドイツとイギリスでは一千万件を超えるような利用がある一方で、日本は百万件ちょっととなっています。どうしてこのような差が出たのでしょうか。

(江崎専門委員) その辺の詳しいところ、私も正確には把握しておりませんが、やはり価格の問題、それからプロモーションの問題等が関係しているかと思えます。特に「. j p」の場合には、本当に高い品質を持たせるというための努力をかなりしましたので、こういう結果になっていると思います。しかしながら、これは逆に非常に高い品質として、御評価いただいているという状況にあります。

(佐藤委員) ありがとうございます。

(新美部会長代理) どうぞ、清田委員。

(清田委員) くだらない質問になるかもしれませんが、これはg T L Dを申請すると、例えば申請者は年間のコストを恐らく払うのだと思うのですが、この払うのはアイディアに払うのですよね。日本のこの「. j p」を管理しているところは、潜在顧客を取られるような感じに見えるのですが、このg T L Dが普及することが、一般的には当然お金を払う、でも結局それはほとんど、自治体であるとか、大企業でそのコスト負担に耐えられるようなところは、I C A N N、国際組織に渡すだけで、何のメリットも返ってこないのか。それとも、やはりそれによって、新しいドメイン名を日本

なら日本の人たちがうわっと採用することによって、何らかのメリットが日本には戻ってくるのか。ここがちょっと分からないので教えてください。

(新美部会長代理) では、江崎専門委員お願いします。

(江崎専門委員) とても難しい御質問でございまして、ドメイン名を増やすという議論が行われたときに、やはりそういう新しいドメインが欲しいということもあって、それを本当にオペレーションできるか、運用できるかという、今も議論されています。それがちゃんと担保できるのかというのが大きなポイントにもなっております。

その中で「.jp」の価値、あるいは、それに準ずるようなものの価値というのは、やはりマーケットが決めていくということになるかと思っておりますので、それが良い面、悪い面ある中で選択肢の中で市場原理に従って、どれが使われていくか、あるいは複数のものを使用するという方も当然ながら出てくるということが発生すると考えております。

(清田委員) そうすると、JPRSから見ると、ccTLDとgTLDというのは、一種のライバルになっていくと。潜在顧客を奪い合うということになったときに、先ほど言った安定性だとか将来の持続性、JPRSの経営体としての持続性が必ずしも明るくないということが、本当にいいことかどうかというのもありまして、gTLDが増えるのは、これはもうやむを得ないのですけれど、そういうときにどう関与して、国としてメリットを得られるような道はないのかというのは、私にとっても、ただ単にJPRSのライバルを増やす方策だけを論議しているのかなという、素朴な疑問なのです。

(新美部会長代理) どうぞ。

(江崎専門委員) はい。これはたぶんインターネット自体、これからどれだけ大きくなっていくかということにも関係するかと思いますけれども、既に人をつなぐインターネットから物をつなぐインターネットに変わりつつありますし、カバーする産業領域もどんどん増えてきているという観点からすれば、名前の領域は今からもどんどん増える傾向、減るよりもむしろ増えることになるでしょう。増えるときに、どのドメインを使いましょうかという話になると思います。

それからもう1つ、非常に高い品質での物理的なDNSの運用と管理をやっていることからすると、他のドメインの運用を引き受けるというビジネスも、実は可能性としては存在しているというわけで、このあたりもやはり市場原理に従って、どうなっていくか。したがって、これも民の活力を使ってやっていくというのが、非常に重要であろうというのが、いちばん最初のポイントである民主導を堅持すべきであるということに、続いているかと思っております。

(清田委員) はい、ありがとうございます。

(新美部会長代理) よろしいでしょうか。他に御意見、御質問ございましたらお願いします。今の清田委員の御指摘は、重要なポイントであることは間違いないところで、同じマーケットで競争するということは否定できませんので、あとはユーザーとの関係で、品質がどうなっているかというのを分かりやすくしていくというのが、今後求められる

ところであろうと思います。

他に御意見ございませんでしょうか。

十分御議論いただけたと思います。時間はまだありますけれども、いたずらに議論を引き延ばす必要性はないかと思えます。皆さんから非常に的を射た御意見をいただけてきました。今回の本報告書につきましては、今後の在り方について御議論いただいたのが主でありまして、この報告書自体については、大きな修正を求めるものはなかったと理解しております。つきましては、江崎専門委員それから委員会事務局から御説明いただいたとおり、本報告書を当部会として了承したいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、皆さまの御賛成を得たということで、本件につきましては、12月18日に開催されます情報通信審議会 総会において当部会から答申案として提案することといたしたいと思えます。

委員会の廃止について

(新美部会長代理) それでは、もう1つ議題がございまして、委員会の廃止について審議会事務局より御説明をお願い申し上げます。

(蒲生管理室長) 審議会事務局です。委員会の廃止につきまして、御説明いたします。資料45-2を御覧ください。

1枚おめくりいただきますと、「イノベーション創出委員会及びドメイン名政策委員会の廃止(案)」がございまして、まずイノベーション創出委員会ですが、平成25年1月18日付け諮問第19号「イノベーション創出実現に向けた情報通信政策の在り方」について調査をしておりましたが、去る6月27日に開催されました情報通信審議会 総会におきまして、最終答申が出されましたことから、その役割が終了しておりますので、当該委員会を廃止することを御提案いたします。また、本日御審議いただきました平成25年10月1日付け諮問第20号「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」につきましては、先ほどの御報告を持ちまして、ドメイン名政策委員会の役割が終了することとなりますので、追って開催されます総会におきまして、最終答申がなされましたら、当日付を持って当該委員会を廃止することを御提案いたします。

両委員会につきましては、2ページと3ページに参考として付けております情報通信政策部会決定第16号及び第17号により設置されておりましたので、これを1ページの案により廃止するものでございます。

以上、御提案申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(新美部会長代理) ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

特にないようでございますので、ただ今の御説明のとおり、諮問事項の調査検討終了の

ため、資料45-2のとおり、イノベーション創出委員会及びドメイン名政策委員会を廃止することといたします。どうもありがとうございました。

閉 会

(新美部会長代理) 以上で本日予定していた議題は終了いたしました。今日の議題と直接関係ないものでも結構でございますので、委員の皆様から何か情報提供なり、御提言がございましたら、御発言よろしくお願いたします。

特にございませんでしょうか。審議会事務局からは何かございますでしょうか。

(蒲生管理室長) 特にございません。

(新美部会長代理) 分かりました。

それでは、これで本日の会合を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。